

## 女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱について

平成 24 年 1 月

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

## 1. 趣旨

- 厚生労働省では、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物を発散する場所における業務）について、妊産婦以外の女性に対しても就業を禁止している。
- 今般、有害物を発散する場所における業務（※1）について、「母性保護に係る専門家会合」報告書において、
  - ① 有害物については、厚生労働省のGHS（※2）分類により生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する25物質（別添）とすることが適当
  - ② 気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法は、それぞれ労働安全衛生法令の管理濃度（※3）、作業環境測定・評価方法とすることが適当とされたところであり、これを踏まえて女性労働基準規則の改正を行う。

（※1）鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務への就業は、妊産婦だけでなく全ての女性労働者の就業が禁止されている。（労働基準法第64条の3並びに女性労働基準規則第2条第1項第18号、同条第2項及び同令第3条）

（※2）GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや化学物質等安全データシート（MSDS）に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）が国連勧告として発出された。

（※3）管理濃度は、作業場の作業環境の良否を判断するための指標であり、労働安全衛生法令で作業環境測定が義務化されている屋内作業場において、有害物の気中濃度の平均が管理濃度を超過し、「第三管理区分」と評価された場合、作業環境改善を直ちに講じるべき義務が生じる。

## 2. 改正の内容

- 別添に掲げる25物質について、
  - ・送気マスク等の着用が義務づけられている業務  
（対象物質に係る気中濃度が管理濃度を上回る蓋然性が高いため。）
  - ・労働安全衛生法令に基づき第三管理区分とされた屋内作業場における業務  
（「第三管理区分」では、対象物質に係る気中濃度の平均が管理濃度を上回るため。）を就業禁止の対象とする。

## 3. 今後の予定

- 平成24年1月～2月      パブリックコメントの募集及び公聴会の開催
- 平成24年3月末      労働政策審議会（雇用均等分科会）
- 平成24年4月（予定）      一部改正省令公布
- 平成24年10月（予定）      一部改正省令施行

(別添)

○ 生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分 1 又は授乳影響ありに該当する 25 物質

### 1. 特定化学物質

- ・ 塩素化ビフェニル (別名 P C B)
- ・ アクリルアミド
- ・ エチレンイミン
- ・ エチレンオキシド
- ・ カドミウム化合物
- ・ クロム酸塩
- ・ 五酸化バナジウム
- ・ 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)
- ・ 塩化ニッケル (II) (粉状の物に限る。)
- ・ <sup>ひ</sup>砒素化合物 (アルシン及び<sup>ひ</sup>砒化ガリウムを除く。)
- ・ ベータープロピオラクトン
- ・ ペンタクロルフェノール (別名 P C P) 及びそのナトリウム塩
- ・ マンガン

### 2. 鉛及び鉛化合物

### 3. 有機溶剤

- ・ エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- ・ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- ・ エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- ・ キシレン
- ・ N・N—ジメチルホルムアミド
- ・ スチレン
- ・ テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)
- ・ トリクロルエチレン
- ・ トルエン
- ・ 二硫化炭素
- ・ メタノール

## 【参照条文】

### ○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（危険有害業務の就業制限）

第六十四条の三 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

### ○女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）

（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一～十七 （略）

十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

十九～二十四 （略）

2 法第六十四条の三第一項の規定により産後一年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第一号から第十二号まで及び第十五号から第二十四号までに掲げる業務とする。ただし、同項第二号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる業務については、産後一年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第三条 法第六十四条の三第二項の規定により同条第一項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第一項第一号及び第十八号に掲げる業務とする。

### ○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（作業環境測定）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておくなければならない。

2～5 （略）

### ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究

のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

九 （略）

十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

### 別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

#### 一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファ―ナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルト―トリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

#### 二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルト―フタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 酸化プロピレン
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 三・三' ―ジクロロ―四・四' ―ジアミノジフェニルメタン
- 19の2 ー・ー―ジメチルヒドラジン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩

- 22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
- 23 トリレンジイソシアネート
- 23の2 ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
- 24 ニッケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラ—ニトロクロルベンゼン
- 27の2 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
- 28 弗化水素
- 29 ベータ—プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
- 31の2 ホルムアルデヒド
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
- 34 沃化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル
- 37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

別表第四 鉛業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

- 一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。）
- 二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務
- 三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- 六 鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 七 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）
- 八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち（加熱して行なう鋳打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 九 鉛装置の内部における

## 業務

- 十 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）
- 十一 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
- 十二 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 十三 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。）
- 十四 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- 十五 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。）
- 十六 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 十七 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- 十八 前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務（第九号に掲げる業務を除く。）

## 備考

- 一 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物（焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。）をいう。
- 二 「焼結鉛等」とは、鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。
- 三 「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
- 四 「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
- 五 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉛等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。

## 別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

- 一 アセトン
- 二 イソブチルアルコール
- 三 イソプロピルアルコール
- 四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
- 五 エチルエーテル
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- 八 エチレングリコールモノ—ノルマル—ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- 九 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- 十 オルト—ジクロロベンゼン
- 十一 キシレン
- 十二 クレゾール
- 十三 クロロベンゼン
- 十四 クロロホルム

- 十五 酢酸イソブチル
- 十六 酢酸イソプロピル
- 十七 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
- 十八 酢酸エチル
- 十九 酢酸ノルマル—ブチル
- 二十 酢酸ノルマル—プロピル
- 二十一 酢酸ノルマル—ペンチル (別名酢酸ノルマル—アミル)
- 二十二 酢酸メチル
- 二十三 四塩化炭素
- 二十四 シクロヘキサノール
- 二十五 シクロヘキサノン
- 二十六 一・四—ジオキサン
- 二十七 一・二—ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)
- 二十八 一・二—ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)
- 二十九 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
- 三十 N・N—ジメチルホルムアミド
- 三十一 スチレン
- 三十二 一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
- 三十三 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
- 三十四 テトラヒドロフラン
- 三十五 一・一・一—トリクロロエタン
- 三十六 トリクロロエチレン
- 三十七 トルエン
- 三十八 二硫化炭素
- 三十九 ノルマルヘキサン
- 四十 一—ブタノール
- 四十一 二—ブタノール
- 四十二 メタノール
- 四十三 メチルイソブチルケトン
- 四十四 メチルエチルケトン
- 四十五 メチルシクロヘキサノール
- 四十六 メチルシクロヘキサノン
- 四十七 メチル—ノルマル—ブチルケトン
- 四十八 ガソリン
- 四十九 コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
- 五十 石油エーテル
- 五十一 石油ナフサ
- 五十二 石油ベンジン
- 五十三 テレピン油
- 五十四 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
- 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

○特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）

（設備の改造等の作業）

第二十二條 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業（酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸欠則」という。）第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一～九 （略）

十 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

2 （略）

3 労働者は、事業者から第一項第十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第二十二條の二 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前条第一項の設備及びタンク等を除く。以下この条において同じ。）の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業（酸欠則第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）を行う場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一～五 （略）

六 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

2 労働者は、事業者から前項第六号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（測定及びその記録）

第三十六條 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期的に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定しなければならない。

2～4 （略）

（測定結果の評価）

第三十六條の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。



2・3 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第三十六条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

○鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）

(ホットパーの下方における作業)

第三十九条 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉛等をホットパーに入れる作業を行なう場合において、当該ホットパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときは、当該場所において、労働者を作業させてはならない。ただし、当該場所において臨時の作業に労働者を従事させる場合において、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるときは、この限りでない。

(測定)

第五十二条 事業者は、令第二十一条第八号に掲げる屋内作業場について、一年以内ごとに一回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。

2 (略)

(測定結果の評価)

第五十二条の二 事業者は、前条第一項の屋内作業場について、同項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第五十二条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該鉛の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

(呼吸用保護具等)

第五十八条 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

一 第一条第五号イ、口若しくはへに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行なう作業場所における清掃の業務

二 湿式以外の方法による令別表第四第八号に掲げる鉛業務のうち、含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務

三 第一条第五号ヲのサンドバスの業務のうち砂のかき上げ又は砂の取替えの業務

四 第二十一条の乾燥室の内部における業務

五 第二十二条のろ過集じん方式の集じん装置のろ材の取替えの業務

3 事業者は、前二項に規定する業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。ただし、当該業務を行なう作業場所に有効な局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒(鉛等若しくは焼結鉱等の溶融の業務を行なう作業場所に設ける排気筒に限る。)を設け、これらを稼働させるときは、この限りでない。

一 屋内作業場以外の作業場における鉛等の破碎、溶接、溶断、溶着又は溶射の鉛業務

二 第二十三条第一号から第三号までのいずれかに該当する鉛業務

三 船舶、タンク等の内部その他の場所で自然換気が不十分なところにおける鉛業務

4 前三項の規定又は第三十九条ただし書の規定により労働者にホースマスクを使用させるときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置かなければならない。

5 第一項から第三項までに規定する業務又は第三十九条ただし書の作業に従事する労働者は、当該業務又は作業に従事する間、第一項から第三項まで又は第三十九条ただし書に規定する呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用しなければならない。

○有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)

(適用の除外)

第二条 第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定は、事業者が前条第一項第六号ハからルまでのいずれかに掲げる業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務については、適用しない。

一 屋内作業場等(屋内作業場又は前条第二項各号に掲げる場所をいう。以下同じ。)のうちタンク等の内部(地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場、船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部、保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部又は前条第二項第三号から第十一号までに掲げる場所をいう。以下同じ。)以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した量(以下「有機溶剤等の許容消費量」という。)を超えないとき。

| 消費する有機溶剤等の区分 | 有機溶剤等の許容消費量      |
|--------------|------------------|
| 第一種有機溶剤等     | $W = (1 \div 1)$ |

|  |                 |
|--|-----------------|
|  | 5) × A          |
| 第二種有機溶剤等   | W = (2 ÷ 5) × A |
| 第三種有機溶剤等   | W = (3 ÷ 2) × A |
| 備考 この表において、W及びAは、それぞれ次の数値を表わすものとする。<br>W 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム）<br>A 作業場の気積（床面から四メートルを超える高さにある空間を除く。単位立方メートル）。ただし、気積が百五十立方メートルを超える場合は、百五十立方メートルとする。 |                 |

二 (略)

(測定)

第二十八条 令第二十一条第十号の厚生労働省令で定める業務は、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務を行う屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定しなければならない。

3 (略)

(測定結果の評価)

第二十八条の二 事業者は、前条第二項の屋内作業場について、同項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第二十八条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該有機溶剤の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

(送気マスクの使用)

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

一 第一条第一項第六号㉮に掲げる業務

二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュ

プル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

2 (略)

(送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用)

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務
- 二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務
- 三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けずに吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務
- 四 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務
- 五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないで行う屋内作業場における業務
- 六 プッシュプル型換気装置を設け、荷台にあおりのある貨物自動車等当該プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱すおそれのある形状を有する物について有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務
- 七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備（当該設備中の有機溶剤等が清掃等により除去されているものを除く。）を開く業務

2 (略)